議案第５１号

南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１８年南房総市条例第１３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「第３条第４項」を「第２条第４項」に改める。

第１８条第１項中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の１項を加える。

３　令和９年３月３１日までに、解散前の鋸南地区環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成９年鋸南地区環境衛生組合条例第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第４中「第７条」を「第１５条第２項」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条第４号、第１８条第１項及び別表第４の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第５１号　南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表　（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第１条　（略）	第１条　（略）
（定義） 第２条　この条例における用語の意義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3)　（略） (4) 再生品　主に再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）を用いて製造され又は加工された製品をいう。	（定義） 第２条　この条例における用語の意義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3)　（略） (4) 再生品　主に再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第３条第４項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）を用いて製造され又は加工された製品をいう。
第３条～第１７条　（略）	第３条～第１７条　（略）
（多量排出の範囲） 第１８条　法第６条の２第７項の規定により、運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。 常時の場合　１日平均排出量　３０キログラム以上 臨時の場合　一時排出量　６０キログラム以上 ２　（略）	（多量排出の範囲） 第１８条　法第６条の２第５項の規定により、運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。 常時の場合　１日平均排出量　３０キログラム以上 臨時の場合　一時排出量　６０キログラム以上 ２　（略）
第１９条～第２５条　（略）	第１９条～第２５条　（略）
附　則 １　（略） （経過措置） ２　この条例の施行の前日までに、合併前の三芳村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５８年三芳村条例第１７号）、白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５１年白浜町条例第２５号）、千倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年千倉町条例第８号）、丸山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年丸山町条例第１８号）又は和田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５１年和田町条例第２１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた	附　則 １　（略） （経過措置） ２　この条例の施行の前日までに、合併前の三芳村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５８年三芳村条例第１７号）、白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５１年白浜町条例第２５号）、千倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年千倉町条例第８号）、丸山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年丸山町条例第１８号）又は和田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５１年和田町条例第２１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>ものとみなす。
３　令和９年３月３１日までに、解散前の鋸南地区環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成９年鋸南地区環境衛生組合条例第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第１～別表第３　　（略）

別表第４（第２３条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>第１５条第２項に規定する産業廃棄物を市長の指定した場所に自ら搬入した場合</td><td>１０ｋｇ当たり１５７円
（１０ｋｇ未満の端数処理は、５ｋｇ未満は切り捨て、５ｋｇ以上は切り上げる。）</td></tr></table></td><td>ものとみなす。

別表第１～別表第３　　（略）

別表第４（第２３条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>第７条に規定する産業廃棄物を市長の指定した場所に自ら搬入した場合</td><td>１０ｋｇ当たり１５７円
（１０ｋｇ未満の端数処理は、５ｋｇ未満は切り捨て、５ｋｇ以上は切り上げる。）</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則（抄）

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条第４号、第１８条第１項及び別表第４の改正規定は、公布の日から施行する。